

青森労働局からのお知らせ

令和7年2月

第1回化学物質管理強調月間について

厚生労働省では、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、「化学物質管理強調月間」を創設しました。

各職場においては、化学物質管理活動の定着に向けて、この期間に『化学物質管理』に関する集中的な取組（点検・措置・意識高揚活動等）を行いましょ

強調月間：令和7年2月1日から2月28日まで

スローガン：正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

当局健康安全課からの情報発信はこちら

⇒ https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_01061.html

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」はこちら

⇒ <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ先：労働基準部 健康安全課 [電話番号] 017-734-4113

資料：別添1（「第1回化学物質管理強調月間」リーフレット）

「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用して 働きやすい、休みやすい職場をつくりませんか？

働き方・休み方の改善には、企業の実態を踏まえたうえで、経営トップが見直しなどの判断をしていくことが重要です。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」(<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>)は、企業の皆さまに向けて、社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するウェブサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を確認したりすることができます。また、働き方・休み方に関する様々な制度についても紹介しています。働き方・休み方改革の取組にぜひご活用ください。

【主なコンテンツ】

○企業・社員向けの診断ができます

自社の働き方・休み方に関する現状や課題を把握・分析することができます。

自社の働き方・休み方の改善に向けて、対策を検討するためのヒントが得られます。

○企業の取組事例を検索できます

働き方改革に取り組んでいる企業の事例を、業種別、規模別で調べたり、キーワード検索ができます。

○働き方・休み方に関する様々な制度

「勤務間インターバル制度」「年次有給休暇の計画的付与制度」「時間単位の年次有給休暇」「特別な休暇制度」などについて、企業の取組事例の紹介や、リーフレットなどの資料を掲載しています。

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号]017-734-4211

令和7年4月1日から、次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、
行動計画策定・変更の流れやくるみん認定基準等が改正されます！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

令和7年4月1日から、次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、行動計画策定・変更の流れやくるみん認定基準等が改正されます。

①行動計画の策定又は変更を行う際には、育児休業等の取得状況や労働時間の状況を把握し、数値目標を設定することが義務付けられます。

※令和7年4月1日以降に策定又は変更する行動計画から義務の対象です。

②くるみん認定等の認定基準が見直しされます。

- ・男性の育児休業等の取得に係る基準（認定基準5）
- ・女性の育児休業等の取得に係る基準（認定基準6）
- ・働き方の見直しに係る基準（認定基準7）
- ・成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢（認定基準8）
- ・能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象者（プラチナくるみん認定基準10）

◆認定申請に関する経過措置

【改正前の旧基準達成による認定】

計画期間の時期にかかわらず、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。この場合に付与されるくるみん及びトライくるみん認定マークは旧基準達成による認定マークとなります。

【改正後の新基準達成による認定（令和6年度末までの計画期間を含む場合）】

令和6年度末までに開始した行動計画で令和7年度以降に認定申請を行う場合は、令和6年度末までの計画期間を含めず、令和7年度以降の計画期間を基準算出のための計画期間とみなすことができます。この場合に付与される認定マークは新基準達成による認定マークとなります。

◆くるみん認定等を受けると次の制度を活用できます。

- ・公共調達における加算評価
- ・くるみん助成金（こども家庭庁）
- ・賃上げ促進税制（経済産業省）
- ・働き方改革推進支援資金（(株)日本政策金融公庫）



【くるみん認定について】（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html



お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号]017-734-4211

資料：別添2（令和7年4月1日から、次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます）